

## 欧州地域政策における

### ソーシャル・イノベーションとスマート・スペシャリゼーション<sup>1</sup>

八木 紀一郎

#### "Social Innovation" and "Smart Specialisation" in EU's Regional Policy

Kiichiro Yagi

#### 1. はじめに

本稿は欧州地域政策における新しいコンセプトを紹介することを目的にしているが、その前に、わが国ではあまり知られていない欧州地域政策自体についてその概要を説明しておく必要があるだろう。

欧州連合（EU）は、加盟国政府がそれぞれに内政としてとる地域政策とは別に、国の範囲を超えた視点で地域政策を実施する構造投資基金（SIF）とよばれる独自の予算を有している。それには、産業調整などにさらされた地域での社会政策的な支出や都市問題に対する支出も含まれるが、全体としては EU 内の地域間格差を縮小することをめざすもので、構造政策、あるいは結束政策（Cohesion Policy）とも呼ばれる。1960/70 年代の欧州連合の独自予算はその大部分が農産物の価格維持や農業者への所得補償をおこなう欧州共通農業政策（CAP）で占められていたが、1980/90 年代には地域政策の予算（基金）が拡大してきて、現在では EU の独自予算のうちで共通農業政策にほぼ並ぶ割合を占めるにいたっている。

欧州地域政策は加盟国政府を介しておこなわれるのではなく、加盟国の国土をさらに区分した 3 段階の地域単位（NUTs）でおこなわれ、当該地域の自治体および加盟国政府の追加的財政支出とともに共同実施される。とくに人口 100 万人前後で区分された地域（NUTs 2）で、その地域の特性や平均所得水準が欧州地域政策のプロジェクトやそれに対する基金の支出規模に影響する。

共通農業政策にせよ、欧州地域政策にせよ、純支払国と純受取国では利害が対立する。純支払国は予算規模の肥大化を警戒し、極端にはその廃止を、穏和的にはその効率化を要求するが、純受取国はその必要を力説し、拡充を要求する。そうした攻防のなかで、EU の

---

<sup>1</sup> 本研究は JSPS 科研費 22402024 の助成を受けたものです。

独自予算の総額は加盟国 GDP の 1 パーセントをわずかに上回る程度に抑えられている。

6－7年の中期にわたる多年度財政計画も、その原案の提示から全加盟国の合意にいたるまで1年以上かかるのが通例であり、現在の 2014-2020 年の中期財政期間の財政計画もその開始直前によりやく成立している。

21世紀に入って以降、予算案を作成する欧州委員会は、共通農業政策や地域政策が大部分を占める EU 予算を、欧州の成長戦略と結びつけることに腐心してきた。とくに 2010 年に「スマート（知的）、サステナブル（環境持続可能）、インクルーシヴ（社会的包摂）な成長」という成長戦略（欧州 2020）を確定して以降、科学技術・イノベーション政策を独自の予算項目として設定するとともに、これまで産業調整・所得補償に向けられていた共通農業政策と地域間格差解消・収斂を目的にしていた地域政策を、環境持続性と社会的包摂を実現しながら地域の「競争力」を育成する方向に向けかえることが意図されてきている。<sup>2</sup>

## 2. イノベーション政策の領域拡大

現在の欧州地域政策は競争力強化を軸にした「発展戦略」に組み込まれている。しかし、EU は市場統合を完成したドロール委員長時代に欧州社会モデルを打ち出し、それは現在の欧州発展戦略のなかでも「包摂的成長」（インクルーシブ・グロウス）という考えに残っている。また 1990 年代以降の環境保護と気候変動防止への意識の高まりを受けて、持続的成長のグローバル・リーダーとなることを決意している。したがって、その「競争力」政策にも、社会性と持続可能性が加味され、「競争力」の意味内容も政策の展開領域も拡大している。

市場統合を果たしたあとの EU が痛感したのは、米国や東アジアの経済に比べてイノベーションを伴うダイナミズムの点で後れをとっていることであった。とくに経済成長の最大部分をもたらすのはイノベーションであるという認識が生まれるなかで、欧州の研究開発投資の対 GDP の割合を対 GDP 比で 3 パーセントに引き上げることが提言された。そうしたイノベーション政策は、欧州委員会内では本来は研究・イノベーション総局 (DG-RTD) の管掌事項であるが、一方ではイノベーションの内容によって、他方では実現の条件、実現の場にかかわって、1 ダース近い総局が手がける業務になっている。産業・企業（とくに中小企業）のイノベーションとしては域内市場・産業・企業精神・中小企業総局 (DG-GROW)、通信、情報、交通、エネルギーの各総局 (DG-COMM, DG-INFO, DG-MOVE, DG-ENER) が関連し、人にかかわっては教育・文化総局 (DG-EAC) や雇用・社会・均等総局 (DG-EMPL)、人間資源・安全総局 (DG-HR) の関心事項となり、また実現の場としての地域・農村および共通農業政策や構造基金の使用に関連しては農業・農村開発総局 (DG-AGRI) と地域政

<sup>2</sup> このような欧州地域政策の発展とその現段階については、別稿八木(2016)を参照されたい。

策総局 (DG-REGIO) が関わってくる。

EU の多年度財政枠組でも、2007 年にはじまる前期 (MFF2007-2013) に、結束政策と農業政策よりも前に「成長・雇用のための競争力」という項目がおかれ、その主要費目として「競争力・イノベーション」が配された。今期 (MFF2014-2020) もこの順序が引き継がれたが、競争力政策の内容と範囲はさらに拡大した。その目玉は、前期から取り組まれていた3つのプログラムを統合し資金額も増額 (7年間で 780 億ユーロ) させて誕生させた研究開発・イノベーション促進「ホライゾン 2020」である。(序論補の表 3 参照)

この「ホライゾン 2020」には3つの主要項目があるが、「I 卓越した科学」、「II 産業リーダーシップ」となると「III 社会的課題 (societal challenge)」があり、この III に、①健康、人口動態の変化と福祉、②食の安全、持続的な農林業、海洋研究、バイオエコノミー、③安定した、クリーンで効率的なエネルギー、④スマートでグリーンな統合された交通、⑤気候変動対策、環境資源効率、原材料、⑥変化する世界の中の欧州：包摂的・イノベティブかつ思慮深い社会、⑦安定した社会：欧州とその市民の安全と保護、の7項目が掲げられている。その配分金額も、I と II がそれぞれ 31.73 パーセント、22.09 パーセントであるのに対して 38.53 パーセントと最多額になっている。研究・開発・イノベーションが高度学術や産業競争力だけでなく、社会的な課題・分野への取り組みが重視されていることがわかる。<sup>3</sup>

さらに「ホライゾン 2020」や「教育・訓練・青年・スポーツ (Erasmus+)」、「企業・中小企業の競争力強化 (COSME)」<sup>4</sup>と並んで「社会変革・イノベーション (PSCI)」<sup>5</sup>という項目がこの大項目「成長と雇用のための競争力」(1a) の下に挙げられていることに注目すべきである。これは、前期には別個に走っていた雇用・社会経済関連の3プログラム (PROGRESS：雇用と社会的連帯のためのプログラム、EURES：欧州雇用 (情報) サービス、欧州マイクロファイナンス・ファシリティ・プログラム) を統合して昇格させたもので、社会政策的な領域での「ソーシャル・イノベーション」を促進する予算である。ある。

このプログラム (現在は「雇用・イノベーション」EaSI) に対して、2014-2020 年の第5期 MFF 期間をつうじて 2013 年価格で総額 9.19 億ユーロの資金が計上され、そのうち 60 パーセントが PROGRESS、15 パーセントが EURES、20 パーセントがマイクロファイナンスにあてられる。PROGRESS 予算の 17 パーセントにあたる 97 百万ユーロが、この領域でイノベティブな政策を小規模試行する「ソーシャル・イノベーションと実験」と

---

<sup>3</sup> ジェトロ・ブリュッセル事務所/海外調査部欧州ロシア CIS 課(2014)の紹介を参照した。

<sup>4</sup> 中小企業に対しては COSME の競争力プログラムだけでなく、「ホライゾン 2020」中の「産業リーダーシップ」でも重視されている。

<sup>5</sup> 2013 年 6 月に MFF が正式採択されたときには、「雇用とソーシャル・イノベーションのプログラム (EaSI : EU Programme for Employment and Social Innovation)」というあたりさわりのない名称に変えられた。

銘打った新しい特殊プログラムの開始に使用される。その資金額は決して多いとはいえないが、最も有望な政策と認められれば後に欧州社会基金（ESF）に引き継いでスケールアップして実施される。<sup>6</sup>

以上、予算配分からみても、イノベーションによって競争力を強化する対象は科学技術・教育だけでなく、地域経済の基盤に近い中小企業、そして社会と個人それ自体に広がっている。

他方、地域政策の主要目標のなかにも、社会性をもったものがいくつかあるので、実質的な個々のイノベーション政策のプロジェクトは、「ホライゾン 2020」と並んで当該領域で展開される地域政策予算によって推進されることが多い。

地域政策の側でも構造基金の支出優先目標のなかには、研究・イノベーション、中小企業支援、ICT、再生可能エネルギー、環境持続可能性などの項目があり、様々な領域でのイノベーション・プロジェクトが受け入れ可能になっている。そのなかでも今期 MFF の実施にあたって目立つのは、スマート・スペシャリゼーション（日本語に訳せば「知的特化」であろう）の手法が資金申請の「事前要件」とされるほど強調されていることである。それは、地域の諸主体（大学等の研究機関も含む）が当該地域で比較優位にたちうる分野を企業家的な学習・発見過程のなかでしぼりこみ、クリティカルマスを形成することを重視するものである。

次の節では EU が「ソーシャル・イノベーション（社会的イノベーション）」をどのように位置づけて取り入れようとしているかを考察し、そのあと欧州地域政策に取り入れられた新しいアプローチとしての「スマート・スペシャリゼーション（知的特化）」戦略をとりあげる。

### 3. ソーシャル・イノベーション

「ソーシャル・イノベーション」ということばは、通常の営利目的の資本主義的な企業活動や、家族・地域の伝統的な共同体的な扶助活動、そして政府財政による公的な経済・福祉活動とは異なる新しい創意的な活動を全体的にさしている。NPO やボランティアなどの非営利的な経済活動、ソーシャル・ビジネス、住民の協働活動や地域通貨、マイクロファイナンスなどの非営利的な金融活動等々はみな、この語の範囲に含まれる。フェアトレードや排出権取引、社会的投資、CSR なども、社会的要素をもったイノベーションである。この語は、ピーター・ドラッカーがすでに 1960 年代に用いていると言われ、他にも用例があるようだが、広範囲にわたる実際の活動と結びつけて政策的な概念として用いられるようになったのは 21 世紀に入ってからであると言ってよいだろう。

---

<sup>6</sup> "New programme paves the way for innovative thinking" (21/02/2012)  
<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?langId=en&catId=370&featuresId=137>.

EU としては、2002 年に地域総局が都市の諸問題への対処法の相互交流の場としてたちあげた URBACT がソーシャル・イノベーションを促進する取り組みの先駆的な事例であろう。2007-2013 年 MFF 期には、他の総局も関心をもつようになり、雇用・社会・包摂政策のなかでは、前節で言及した PROGRESS やマイクロ・ファイナンスのプログラムによってソーシャル・イノベーションの援助をおこなうようになった。研究・イノベーション政策としても、社会性をもったイノベーションを重視するようになり、2011 年には「欧州ソーシャル・イノベーション Social Innovation Europe」のホームページ (SIE)<sup>7</sup>も開設されている。

欧州委員会の地域総局と雇用・社会・包摂総局は、2013 年に『ソーシャル・イノベーションのガイド』(EC2013)を作成している。これが、このコンセプトと地域政策の関係を良く示しているので、以下ではそれを簡潔に紹介しておこう。

この『ガイド』は、「1. ソーシャル・イノベーションとは何か」「2. 行政はソーシャル・イノベーションをどのようにして支援できるか」「3. ソーシャル・イノベーションを構造基金によってプログラムにするための手引き」「4. ソーシャル・イノベーションを実行に移す実際的なステップ」の4部からなっているが、興味深いのはまず第1部で示されている欧州委員会周囲のこの政策の推進者たちのこのコンセプトの捉え方である。まずは、その定義から：

「ソーシャル・イノベーションは社会的ニーズに答えるために新しいアイデア（製品、サービス、モデル）を発展・実施し、新しい社会関係や協力関係を築くことであると定義できる。それは社会的な相互関係に影響する深刻な社会的要求に対する新しい対応を表している。それは人々の生活状態を改善することを目的とする。ソーシャル・イノベーションは、その目的と手段のどちらにおいても社会的なイノベーションである。それは社会のためになるだけでなく、個人の行動する能力をも高めるイノベーションである。」

EC(2013) p.6

引き続いて、ソーシャル・イノベーションは市民社会、市場セクター、公共セクターの全体にわたって発明力、企業家精神、知識基盤社会を活気付けることによって個人的であると同時に集団的な欲求に答える。それは「欧州 2020 戦略の核心」と結びつくものとされている。具体的には、EU の政策と以下の3点で結びついている。

一**社会的需要のイノベーション**：これは、伝統的なやり方では市場によっても既存の制度によっても対応できないでいた社会的需要に応え、社会のなかの弱い立場にある集団に向けられる。それは、若者、移民、高齢者、社会的排除にあっている人たちに影響を与えている問題に取り組む新しいアプローチを発展させる。欧州社会基金 (ESF) と PROGRESS のようなプログラム

---

<sup>7</sup> <https://webgate.ec.europa.eu/socialinnovationeurope/>

が通常これに結びつく。

－社会的変革の視角：これは、社会的、経済的、環境的な要素を統合することによって、全体としての社会のためのイノベーションを重視する。欧州地域開発基金（ERDF）の URBAN プログラムや URBACT プログラムで行われている統合的なアプローチがこれに該当する。

－システム変革の焦点：前2者を包括して、諸制度と利害関係者の関係を変化させ、組織的な発展をもたらす過程によって達成される最も野心的な変革。EU のプログラムでも、EQUAL や LEADER などの利害関係者をまきこんだプログラムは、そのようなシステム変革を志向している。  
(Ibid.,6f.)

ソーシャル・イノベーションは普通のイノベーションとどう異なっているのでしょうか。

「それは、社会的ミッションという特別な動機によって推進され、それが生み出す価値は経済的であると同時に社会的にみなで分かちあわれる価値でなければならない。」

(Ibid.p.7)

多くのソーシャル・イノベーションは、サービスをどう組織化するかにかかわっている。それは人々を配置し、そのサービスを組み合わせるソーシャル・デザインとともに実現される。

「ソーシャル・デザインは、ローカル・レベルで人々をエンパワーし、経済的・社会的問題に対する解決法を共同して発明させることをも意味する。それは協働的な作業や実験的試行、プロトタイプづくりによって、行政の活動をガイドする新しい価値を生み出すことに寄与する。発展させられる手法は様々であるが、どれも、公式的会合が主たる活動であったり、専門家が直線的に解決策を出したりするような従来の公共サービス計画の形態とは似ても似つかぬものになるだろう。ソーシャル・イノベーションの実践は、より束縛のない、より多くの人々をまきこみ、活性化する手法をより多く用い、より学際的で、その使用者と市民が協働する新しいやり方を見つけ出し、箱の外に出るような思考を勇気づける。それはそれぞれの特殊な領域で良いやり方を特定するために、証拠に基づく方法、しばしばベンチマーキングのような手法を用いる。」

(Ibid., p.7)

したがって、ソーシャル・イノベーションのアプローチは一般的に以下のような特徴を示しがちである。

- －知識を分けあい自分のものにする点で閉鎖的ではなく開放的
- －特定の部局、専門家による解決ではなく、多分野にわたって統合された解決法
- －トップダウンや専門家主導ではなく、市民参加でエンパワー化
- －供給主導ではなく需要主導的

一どの解決法もローカルな状況に合わせて個人に適したものにしなければならないので、マス規格型ではなく個性にあわせて調整される

(Ibid., p.8)

以上のように描き出されたソーシャル・イノベーションは、社会的ニーズにより効率的に応え、地域の主体を動員して社会的課題の挑戦に応え、多様な利害関係者を統合するような形で、「欧州 2020」の諸目的の達成に貢献するよう期待されている。

これまでの説明から、ソーシャル・イノベーションがすぐれて地域的な協働と親和的なコンセプトであることがわかる。この『ガイド』の後半では、地域自治体の行政がソーシャル・イノベーションを支援する仕方が説明されているが、基本は地域政策の構造基金を利用することである。そのような視点から、基金を利用して取り組まれているソーシャル・イノベーションの事例が、「社会的包摂」、「移民」、「都市再生」、「ソーシャル・エコノミー」「マイクロファイナンス」「健康と高齢化」「インキュベーション」「職場イノベーション」「地域戦略」の9項目にわたって紹介されているが、それについては、欧州地域開発基金(ERDF)や欧州社会基金(ESF)への申請の説明や、実質的にその採択基準とみなされる「社会的に最もイノベティブとされるプロジェクトの選定基準」の説明と併せて、直接『ガイド』に当たられることを勧めたい。ここでは、この『ガイド』の結論部にある地域(自治体および地域社会)への7つの、これも非常に具体的な推奨項目を紹介するにとどめる。

1. 地域のスマート・スペシャリゼーション戦略と結びついたソーシャル・イノベーションの戦略と行動計画を準備すること。
2. 新しい組織を支援し、旧い組織を適応させることでソーシャル・イノベーションの能力を構築すること。これはソーシャル・イノベーションのための独立した第三セクター・エージェンシーを支援することや、公的セクター内部にユニットを設けることを含むこともある。アイデア創出・問題構成といった新しい手法や金融もでるについて研修をおこなうことも役に立つ。
3. 公共調達権限をイノベティブで分野横断的なアプローチを奨励するために用いることによって、ソーシャル・イノベーションの市場を拡大し分野横断的な協働を促進する。
4. ビジネス支援の方法を用い、また職場イノベーションを奨励することでイノベーターが事業を開始しまた育っていくことを助ける。
5. イノベーションの過程の各段階、とりわけパイロット、実行、そしてスケールアップのための新しい金融モデルに投資すること。新しい金融手段が(たとえば、ソーシャル・インパクト・ボンドや成果連動支払モデルなどの)成果をベースにしたアプローチを支持するかどうかを検討すること、
6. 既存のおよび提案された政策およびプロジェクトの比較、ベンチマーキング、評価を行い、ソーシャル・イノベーションの成果を測定する構造を改善すること。
7. ソーシャル・イノベーションのアプローチについての学習と交流を欧州全体に求めること。

この第1項目に現れた「スマート・スペシャリゼーション」というのは、地域における経済的な競争力を、協働的な学習・発見の過程をつうじて、知的な要素を取り入れてた発展分野を絞りこんで達成しようという地域政策の新しい手法である。これが次節のトピックである。

#### 4. スマート・スペシャリゼーション

「スマート・スペシャリゼーション」というのは、EUの科学技術総局（DG Research）が、欧州の科学技術基盤の不足の打開策を検討させるために2005年に設置した専門家グループ（K4G Expert Group）が生み出した用語で、はじめは科学技術政策の領域の概念であった。2010年3月の成長戦略「欧州2020」の文面にはまだこの語は登場しないが、この成長戦略が唱導したSmart Growthとの対応が意識されていたことは明らかである。Smart specialisationがEUで公認された戦略となったのは、この年10月の欧州委員会のコミュニケ「Regional Policy contributing to smart growth in Europe 2020」（COM(2010)553 final）で、そこではSmart Growthを達成するために地域政策（構造基金）を充用する際の基本的な考え方とされた。

「地域の競争力を強化する最善のチャンスを与える高付加価値的なアクティビティが何であるかを見極めるには戦略的な知性が必要とされる。最大のインパクトを生み出すためには、R&Dおよびイノベーション資源のクリティカルマスの必要であり、また技能・教育水準と知識基盤を増進するための施策が伴わなければならない。

したがって、各国および地方政府は、地域政策がEUの他の政策と結びついてインパクトを最大化するために、スマート・スペシャリゼーションの戦略を発展させるべきである。

スマート・スペシャリゼーション戦略は、公的ファンドのより効果的な使用をもたらし、民間投資を促進することができる。それは地域が、投資をエリアやビジネス・セクターに薄く広くばらまくのではなく、少数の優先目標に資源を集中することを助ける。それは統合されたイノベーション政策のマルチレベルガバナンスを発展させるために重要な要素となりうる。さらにそれは他の政策領域と密接に連携しなければならないだけでなく、他の地域と比べての当該地域の強み、地域あるいは国家横断的な協働によって可能になる利益についても理解しなければならない。

スマート・スペシャリゼーションは上から課された戦略というより、地域が最も有望な専門化の領域とイノベーションを妨げる弱点を見つけ出すために協働する企業、研究機関及び大学を含むものである。それは地域経済がイノベーションを実現する能力に格差があることを考慮に入れなければならない。先導的な地域は汎用的技術やサービス・イノベーションの増強に投資できるが、他の地域にと

っては、特定のあるいは関連セクター部面でそれらを応用することに投資することがより有益な場合が多い。

この戦略の持続可能性は政策手段が時宜良く調和してとられること、また利害関係者をの関与のさせ方を含むガバナンスが確保されることに依存する。それは、政策学習の仕組み、とりわけ、公務員や実践家、地域の利害関係者を含むピアレビューによってそれが行われる仕組みを持たなければならない。スマート・スペシャリゼーションは、地域の多様性を活用し、国及び地域間の境界を超えた協働を促進し、EU全体での知識のフローをより自由にして断片化を回避して、新しい機会を開くものでなければならない。」  
(EC2010: COM(2010)553final)

ここで、このコンセプトは、EU内の管轄区分で言えば、科学技術を担当する DG Research から地域政策（関連構造基金）を管轄する DG Regio に手渡されたことになる。<sup>8</sup>

翌 2011 年には、この戦略にしたがったプロジェクトの構想手法、遂行手順、評価基準などが検討（RIS3 : Research and Innovation Strategies for Smart specialisation）がはじまり、それをさらに各分野に具体化するための専用のプラットフォームが開設された。OECD の専門家もこのコンセプトに関心を示すようになり、EU の専門家との協力のもとに、世界的規模でのその推進に乗り出した。EU 内では、2013 年に欧州議会および欧州評議会の決定によって法的な根拠(Regulation(EU) 1301/2013)も得られ、現在では RIS3 にしたがったプロジェクト計画を事前に実施可能にしておくことが、構造基金(ERDF)の 11 の助成申請項目のうち「研究・技術発展およびイノベーション」および「ICT 利用およびアクセスの改善」の 2 項目、および EAFRD（農村開発基金）での「知識普及・イノベーション促進」助成を得るための事前充足要件となっている。欧州地域政策（および共通農業政策）の全領域をカバーしているとはいえないが、現段階の地域政策（および共通農業政策）の用途のうちで戦略的な重要性が付されている政策である。

以下では、まずこの Smart specialisation のコンセプトについて検討し、次に欧州地域政策のなかでのその具体化の意義について考えてみる。

### 「成長のための知識」グループとドミニク・フォーレイ

Smart specialisation の概念が生み出されたのは、リスボン戦略の目標達成のために科学技術知識研究の専門家のアドバイスが必要だと考えた研究分野担当のコミッショナー、イエネス・ポトニク（Janez Potocnik）によって 2005 年 3 月に設けられた「成長のための知識」(Knowledge for Growth 略して K4G)という専門家グループの討議の中からであった。

---

<sup>8</sup> それ以前には地域総局は smart specialisation という語は用いていなかった。しかし、バルカ・レポート（Barca 2009）で提案されていた place-based approach には前者と似た発想があり、smart specialisation の説明の中で place-based といった表現が用いられることもある。なお、Charles, Gross, and Bachtler (2012)は、この概念を欧州地域政策の経験をさかのぼって検討している。

このグループは 2009 年 11 月に同題の報告書を提出して解散しているが、Potonik はこの報告書に寄せた序文のなかで、このグループが生み出した成果とアイデアが 2010 年「リスボン戦略」後の EU 後継戦略の形成にとっても重要な意義をもつとしている。

ポトニクは自らこのグループの座長になって討議に参加したが、専門家グループをリードしたのは当時ローザンヌ連邦ポリテク経営学科長であったドミニク・フォーレイ (Dominique Foray) である。彼は「知識の経済学」という分野を構想した著書を 2000 年にフランス語 (Foray 2000) で、その 4 年後に英語で公刊 (Foray 2004) してこの分野のリーダーと目されるようになっていた。彼は所与としての「情報 Information」と意味あるものとして「知り」また「用いる」主体を想定した「知識 Knowledge」を区別する。「所与」としての「情報」だけを取り出すならばその複製費用はゼロに近いが、それを「知り」「用いる」(研究・教育、学習・応用) には投資と費用が必要である。したがって「情報の経済学」に還元されることのできない、より総合的な「知識の経済学」が必要とされるのである。

フォーレイは 2008 年に、Paul A. David (スタンフォード大学)、Bronwyn Hall (UC バークレイ、マーストリヒト大学) と連名で「Smart specialisation : そのコンセプト」という討議用メモを提出し、これは最終報告書にその第 3 章として収録された。この討議メモでフォーレイらは、主要な科学技術領域で先導者といえない国や地域にとって R&D やイノベーション活動において専門特化をはかることが枢要的な意義をもっているが、多方面に投資を分散しても効果が得られないとして、「より有望な戦略は、当該国の他の生産的な資源を補完し、将来の在地の能力と地域間の比較優位を創出するプログラムへの投資を促進すること」であるとして、それを「スマート・スペシャリゼーション」と名付けている。

「スマート・スペシャリゼーションは、地域がまねしあつて大なり小なり同じことをやろうとするような仕組みの中にある以上に地域ごとの多様性を生み出すことが期待されている。そのような仕組みは、ほぼ確実に、R&D や教育投資プログラムに過剰な類似と重複を生み出し、欧州の知識基盤における補完性の能力を削減することになる。スマート・スペシャリゼーションは地域や国に対して、知識経済におけ自らがどのような有益 (かつユニーク) なポジションを有するかという問いに答えることを助けるアイデアであると同時にツールである。」(K4G (2009) p.20)

どのようなアイデアであるかについては、それが既存の大計画をトップダウンで押し付けるやり方とは正反対で、地域の科学技術面で強みを発揮できる領域の「企業者の発見プロセス」を重視するものであることが強調されている。それは、地域内に蓄積された情報や社会関係資本の上でおこなわれるプロセスであるが、地域内の企業心をもった主体の参加がカギになり、その参加を支援する公的施策の拡充が要請されるとしている。そのツールについては、フォーレイらは一国の経済全体に影響する汎用技術 (GPT) の開発のフレームワークと対比して、汎用技術の開発はその応用部面における「並行イノベーション

co-innovation」とのフィードバック関係があることを指摘する。世界あるいは一国全体の全般的なイノベーションの進展のなかで並行的な専門特化的な資産やイノベーションを実現することを要請している。それは、たとえば、先進産業はあきらめてロウテクで成り立つ観光に特化するということではなく、観光産業に汎用技術を取り入れて新しい魅力や便宜を実現することである。

政府の科学技術政策は、発見プロセスと企業者的なイノベーション活動を軸にした **smart specialisation** を支えるために、その参加者にインセンティブを与えそれを維持すること、単純といえない応用分野での R&D 活動・イノベーション活動に対する評価、先進地における GPT 開発だけでなくそれを応用しうる技能訓練や高等教育などの補完的な投資、さらに GPT 開発と応用のネットワークを拡充して、旧型とみなされがちな産業、後進地域とみなされがちな地域においても、最新技術の導入・応用を促進する必要があるだろう。

フォーレイは K4G のエキスパート・グループが解散したあとも、**Smart specialisation Strategy** の発展と EU や OECD の政策としての具体化のために活動を続けて現在にいたっている。2011 年 11 月の所属大学の **Working Paper (Foray 2011)** では、この概念が短期間に政治家に受け入れられたものの学術的には厳密性があるものとはいえ、それに関する主張も経験的な研究による裏付けが乏しいことを承認していて、「政策が理論を追い越した」状態にあることを率直に認めている。

## 5. EU 地域政策への採用

理論も実証も不十分なままに政策の前面に掲げられてしまったというフォーレイの正直な告白にもかかわらず EU は地域政策において **smart specialisation** のコンセプトを受け入れ、2014-2020 年の第 5 期多年度財政枠組 (MFF) 期間における構造基金 (の一部部門) の事前充足要件とした。そのため、RIS 3 に多分野にわたるプロジェクト具体化のためのガイドラインが次々に掲載され、また各国・各地でこの戦略を説明する文書が生まれている。

この第 5 期の結束政策では、「研究とイノベーション」「ICT」「中小企業の競争力向上」「低炭素経済への移行促進」がトップ優先領域とされ、各地域が受け取る構造基金がこれらの優先領域に向けられる割合の最低限 (低発展地域 5 割、過渡的地域 6 割、発展地域 8 割) を決めている。そのうち、最初に来る「研究とイノベーション」が **smart specialisation** に最も密接に関連している。

その背景には、「知識基盤経済」の目標を提起して以来、欧州委員会が抱き続けているこの領域における立ち遅れの意識である。地域政策でこれを優先課題とすることを説明した委員会のリーフレットでは、先進国における経済成長の 8 割はイノベーションによる貢献であるとして、欧州での研究開発支出 (2011 年で対 GDP 比 2 パーセント) が米国、日本、韓国等の競争者より低いことに警鐘をならしている。新興の中国ですら、研究開発投資を

急速に増大させているなかで、欧州経済が成長するためには、研究の成果を活用し、それを販売可能な製品・サービスにしなければならない。

研究開発の振興は、2007-2013年 MFF の期間にすでに地域政策の主要課題にされていた。この期間の構造基金による支出の 25 パーセントにあたる 860 億ユーロが研究およびイノベーション促進に投じられてきた。さらに今期 MFF の目玉である「ホライゾン 2020 (Horizon 2000)」の前身である「第 7 期研究促進枠組プログラム枠組」と「競争力・イノベーション枠組プログラム」によって、536 億ユーロがそれを補完していた。

2014-2020 年の MFF 期間の EU 予算については、詳しくは別稿 (八木 2016) を参照願いたい。前期 MFF 以上の 702 億ユーロが Horizon 2000 にあてられる予定で、地域政策における研究イノベーション振興事業もそれと連携してシナジー効果を生み出すことが奨励されている。

地域政策として研究・イノベーション促進のためにおこなわれる事業としては、以下のようなプログラムが想定されている。

- ーイノベーションの担い手である研究機関や中小企業に対する、助言・支援サービスの提供、直接投資、金融アクセスを可能にする補助する
- ー応用研究やイノベーション活動、さらに将来のイノベーション能力を生み出すテクノロジーに必要とされるインフラ、設備、試作ラインや高度の製造設備へ投資する
- ー同じ領域で働いている異なったイノベーション・アクター (大学、研究・技術センター、中小企業、大企業) のあいだの協働・ネットワーク・パートナーシップをシナジー効果と技術移転が起こるように活用する
- ー中小企業によるイノベーションに投資してその競争力を強化する
- ー研究者の研修、研究および起業家スキルに向けた大学院コースの発展を重視する

しかし、この重点領域で ERDF 資金を得るためには、まず国および地域が「スマート・スペシャリゼーション戦略」を立案しなければならない。この国別・地域別の「戦略」にしたがって個々のプログラム、プロジェクトが審査されることになる。

「スマート・スペシャリゼーション戦略は、地域が自らのイノベーション潜在力にめざめ、他と違った長所と資産を築くことを助ける。それぞれの地域が、既に比較優位を有している限られた数の優先分野に焦点をあてるのである。」

これまでのイノベーション戦略との違いについては、以下のように説明されている。

ー地域に既に存在している資産や強みの上にローカルなノウハウを活用して築きあげられる。地域に得意な分野で差別化をはかり、国内外の市場で地位を得ることを許容する。」

－新しいテクノロジーだけでなく、既存の知識の新しい活用法、競争力を高めるための新しいビジネスの手法に着目する。

－枢要な利害関係者（研究者、ビジネス、イノベーション集団、公的機関など）を積極的にまきこんだ「企業者の発見」の過程をつうじて進み、ローカル経済の現実のニーズを知ることができる。

Source: EU Cohesion Policy 2014-2020, Targeting Investments on Key Growth Priorities, Priority: Strengthening research, technological development and innovation  
(EC leaflet: Regional and Union Policy)

次に、**smart specialisation** が構造基金助成の事前要件とされたということは、実際には何が行われなければならないということであろうか。RIS3 のガイド (EC 2014) では、次のように説明されている。

「国別の改革プログラムと整合性のある国別あるいは地域別のスマート・スペシャリゼーション戦略が策定されていることが目的テーマ1（研究・技術開発・イノベーション強化）のもとでの投資優先事項の特殊な諸目的のすべてを効果的かつ効率的に達成するための前提条件である。それは民間の研究・イノベーション支出をてこ入れし、良好に機能している国民的あるいは地域的研究・イノベーションシステムと両立しなければならない。」

スマート・スペシャリゼーション戦略の具体的な策定ガイドとして RIS3 が加盟国と地域に提示している必要要件は次のようである。

当該国ないし地域のスマート・スペシャリゼーション戦略は、

－限定された研究・イノベーション関連優先事項のもとで資金を集中的に用いるために、SWOT 分析その他類似の手法を用いて基礎づけられる。

－民間の研究・技術・開発（RTD）投資を喚起するための施策の概略を記す。

－モニタリングとレビューのシステムを含む。

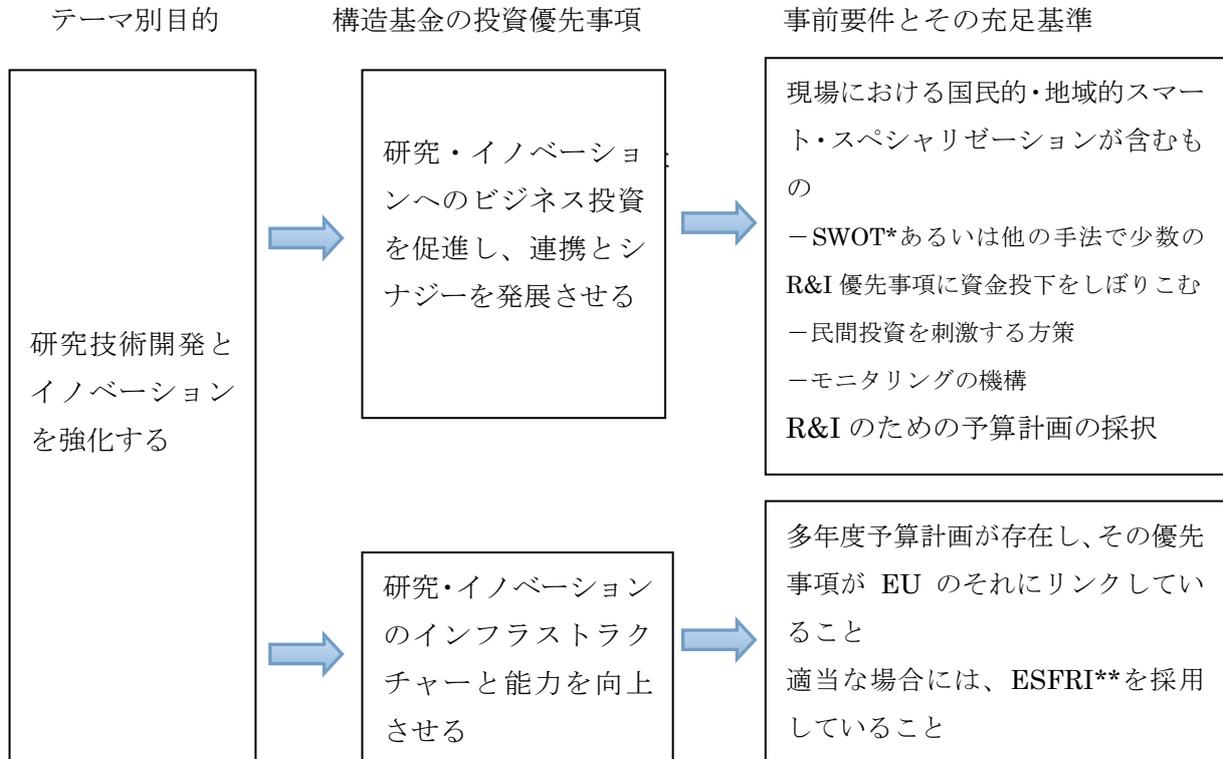
－加盟国が研究・イノベーションのための資金を予算化した財政枠組を採択していることを確認する。

－加盟国が EU 優先事項（研究インフラにかかわる欧州戦略フォーラム：ESFRI）と連携した投資のための多年度優先財政プランを採択していることを確認する。

したがって、まず策定されるのは EU からの資金の中間配分者となる国および地域のスマート・スペシャリゼーション戦略で、それに合致する形で個々の助成プログラムが採択されることになるのである。

2014 年 7 月に公表された第 6 次結束政策報告書では、研究開発・イノベーションのテーマ目的にかかわる ERDF 基金受取の事前要件を次のように図で説明している。

図1 研究開発・イノベーション促進領域での事前要件の充足基準



\*プロジェクトや政策について、その強み (Strengths) と弱み (Weaknesses)、機会 (Opportunities) と脅威 (Threats) の2軸にわけて要因分析をおこなう選択の手法。

\*\*European Strategy Forum on Research Infrastructures (欧州研究基盤戦略フォーラム) は、科学研究における欧州統合とその国際展開を発展させるための機構。高い質の研究インフラに競争的にオープンアクセスさせて、科学者に研究活動の支援とベンチマークを提供する。

参照//[ec.europa.eu/research/Infrastructures/Index\\_en.cfr?pg=esfri](http://ec.europa.eu/research/Infrastructures/Index_en.cfr?pg=esfri)

EC(2014) p.243 の図に注を付加修正

## 6. 「新自由主義」的市場統合に対応する「埋め込み」？

住民参加やボランティアの動員、NPOの非市場的な活動、市場は相手にするが営利は求めないソーシャル・ビジネス等々の「ソーシャル・イノベーション」は、徴税権・執行権をもつ政府がおこなう公的な事業ではない。規格化され形式的な平等公的責任はそこには

存在しない。それは、既存の社会的ニーズをより柔軟に、あるいはより効果的に充足させるものであるにせよ、あるいは従来、その存在が認識されていなかったニーズを発見して対応するものにせよ、そこにはニーズの充足を保障するという責任型のコミットメントは存在しない。それは公共政策に格上げされた場合の課題である。しかし、ソーシャル・イノベーションが生まれたのは、公的なニーズ充足保障の体制が非効率かつ抜けおちた領域が多すぎるという理由によるものであった。また多くの場合には、公的なセクターによる充足の経費節減の穴埋めとしてソーシャル・イノベーションが要請されてきたのである。<sup>9</sup>

スマート・スペシャリゼーションについても、フォーレイらとは別の道をたどってこの戦略を検討したチャールズらも、この戦略が長期の試行錯誤をともなう困難な過程であることを強調している。彼らによれば、すでにある程度の強さをもった地域を別にすれば、多くの地域で重要なのは選択的な特化よりも、そのような選択を可能にする前提条件であるヒューマンキャピタルの強化が課題なのである。(Charles, Gross, and Bachtler (2012) pp. 46-48.)

私は、「スマート・スペシャリゼーション」戦略による地域の競争力育成の政策にせよ、「ソーシャル・イノベーション」による社会的ニーズの充足にせよ、責任をもって保障するという要件を欠いた「新・自由主義」に対応する補完性をもっているのではないかと思う。それは、広域市場統合・市場競争による効率化をもっぱら追求する「剥き出しの新自由主義」に対して、「市場統合」「競争的効率」に背反しない形で、社会性や地域的連帯性を結びつける「新自由主義」に適応した、その「社会的埋め込み」の形態ではないかと思う。

1982年にJ・ラギーが用いて以来、頻繁に用いられるようになった「埋め込まれた自由主義 embedded liberarism」ということばがある。元来は、自由通商の原理を守りながら、急激な変動が生じたり、緊急的な対策が必要な産業が生じたりする国に対しては一時的な保護措置を認める GATT 体制を特徴付ける用語であったが<sup>10</sup>、その後さらに適用範囲を拡大して拡大して自由な市場的競争を認める資本主義の経済体制に社会保険・生活保護制度などのセーフティネットを備えた経済体制を指して用いられることもある。「社会的欧州」を標榜したドロール時代の欧州委員会や、EUのコンセンサスとされる「社会的市場経済」の思想に対してもこのことばをあてはめようという誘惑にしばしば駆られる。しかし、この語はEUの経済体制に対してはあてはまらず、適用するとすればせいぜい「埋め込まれた新自由主義」と表現するのが適当であろう。<sup>11</sup>

というのは、GATT体制の基本単位は主権をもつ国民国家であるのに対してEUは超国家的組織であり、さらに自由な通商は対内・対外の二分法が廃棄されて広域的な競争的市

---

<sup>9</sup> ソーシャル・イノベーションにかかわるこのような問題の悲観的吟味については、MacCallum, Moulart, Hiller, and Haddack (2009) を参照。

<sup>10</sup> Ruggie (1982).

<sup>11</sup> Yagi(2008)、中村(2015)。

場が目指されているので、それはかつての国民国家単位の「自由主義」の概念を超えているからである。国家を超えた広域市場における競争をつうじた効率化という政策思想自体が、「新自由主義」なのである。また競争的市場経済の「埋め込み」も、国民国家単位のそれと比べるとはるかに希薄である。国民の生活保障をどのような方式でどのようなレベルでおこなうかは、主権を有する加盟国の管掌事項であり、それに合わせるようにして社会福祉負担を含む税制が構築されているのである。「新自由主義」EU が与えるのは、競争的な市場に対する対等な参加権・参加機会であって、実質的な保護ではない。EU で「結束 cohesion」と呼ばれているのは、欧州統合のための協力を妨げるような不利や格差の解消のために協力しようということにすぎず、後進地域にせよ社会的弱者集団にせよ、それらに対して何かを与えるものではないからである。

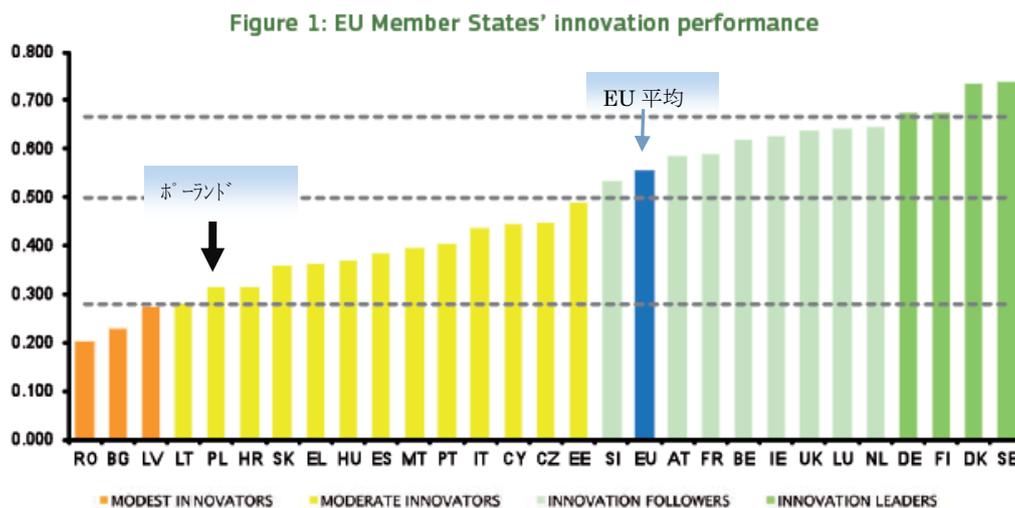
#### 補節 地域政策へのスマート・スペシャリゼーションの導入の実際； ポーランドの場合

欧州地域政策へのこの戦略の応用はまだはじまったばかりなので、今の段階では個々のプログラムやプロジェクトの成果までをみわたした紹介はできない。この概念を組み入れた加盟国および地域レベルでの発展戦略のレベルでの紹介にとどめざるをえない。

すでに加盟国政府のほとんどが国別のスマート・スペシャリゼーション戦略を策定しているが、そのうち結束政策予算の最大の受取国になっているポーランドを取り上げよう。

4000 万人近い人口をもち、まだ失業率が高いものの、経済成長を持続的に続けているポーランドは 2000 年代の新加盟国のリーダー格と目されている国である。しかし、その研究開発に向けられる資金額は対 GNP 比でも欧州平均を下回り、欧州委員会が作成している「イノベーション・ユニオン・スコアボード」での順位も EU27 カ国中 24 位と低迷している。しばしば政治家たちが口にする「反欧州」的な言辞にもかかわらず、ポーランドの成長とキャッチアップのかなりの部分は、欧州の結束政策による援助によるところが大きいのである。

図 2 Innovation Union Scoreboard におけるポーランド＝



IUS Scoreboard 2015, (EC (2015)) p.5.

第5期のMFFの事業については、ポーランドは2014年1月に欧州委員会に対してEUの構造基金の執行にかかわるパートナーシップ協定(PA)と各分野ごとの実施プログラム案(OP)を提出し、5月に認可を得ている。その期間総額は11のテーマ目的<sup>12</sup>総計で818億ユーロ、それにテクニカル支援ほかを加えて852億ユーロでこれは前期に引き続き加盟国で最大になる。そのうち、スマート・スペシャリゼーションに最も密接にかかわるテーマ目的1の「研究・技術開発・イノベーション」には99億ユーロが割当てられているが、分野別実施プログラム(OP Smart Growth)では86億ユーロになっている。しかし、国ではなく16ある県がそれぞれに作成・提出した地域単位のOPが総額313億ユーロを獲得している。1県あたり約20億ユーロである。そこには、テーマ目的1への割当も含まれている。

<sup>12</sup> テーマ別目的は、11あって(1. 研究・技術開発・イノベーション強化、2. 情報通信技術のアクセス改善とその利用および質の向上、3. 中小企業の競争力強化、4. 低炭素経済への移行支援、5. 気候変動への適応促進・リスクの防止および管理、6. 環境保全と資源効率の促進、7. サステナブルな輸送手段とネットワーク・インフラの改善、8. サステナブルで良質な労働と労働移動の促進、9. 社会的包摂の促進、貧困・差別との戦い、10. 教育・訓練・継続教育への投資、11. 公共行政の効率化)、そのうち1から4がEU成長戦略にとっての主要優先目的となっている。

表1 ポーランドにおける構造基金の配分表

実施プログラム (OP)	テーマ目的 (TO)	構造投資基金	配分 (百万ユーロ)
OP インフラ・環境	TO 4, 5,6,7,9	ERDF, CF	27,413
OP スマート成長	TO 1, 3	ERDF	8,613
OP 知識・教育・発展	TO 8,9,10,11	ESF	4,436
OP デジタルポーランド	TO 2	ERDF	2,172
OP 東部ポーランド開発	TO 3, 4, 7	ERDF	2,000
OP テクニカル支援	NA	CF	0.7
16 の地域 OP へ	TO 1-TO 10	ERDF, ESF	31,276

EC(2014c)

ポーランドは欧州 2020 の成長戦略と同時期に「ダイナミック・ポーランド」という名称のイノベーション・経済効率化戦略を策定しているため、ポーランドの国別スマート・スペシャリゼーション (NSS) 戦略もそれを大枠として作成され 2014 年 4 月に政府によって認証された。ポーランドのスマート・スペシャリゼーションにとっての「企業者の発見」のプロセスは 2011 年にポーランド産業の将来予測をする InSight2030 のプログラムを 2011 年に立ちあげたことから開始され、また同時に全国研究開発センター (NCRD) がクラスター形成に向けて企業に研究テーマを発見させることを促進する活動をおこなった。企業をまきこんでおこなった探索の結果、「健康な社会」「農林業・環境・バイオ」「持続可能エネルギー」「自然資源と廃棄物処理」「革新的技術・産業プロセス (水平的アプローチ)」の 5 部門 18 項目からなるスマート・スペシャリゼーション対象技術 (事業) が選定され、2014 年秋からそれぞれに対応する研究グループと執行委員会が成立して活動を開始している。

ある専門家のプレゼンテーションによれば、2007-2013 年に経済イノベーション OP のもとに助成を受けた 6200 強のプロジェクトを分析し、その分野ごとの比較をおこなうとともに地域特化のマップが作成された。

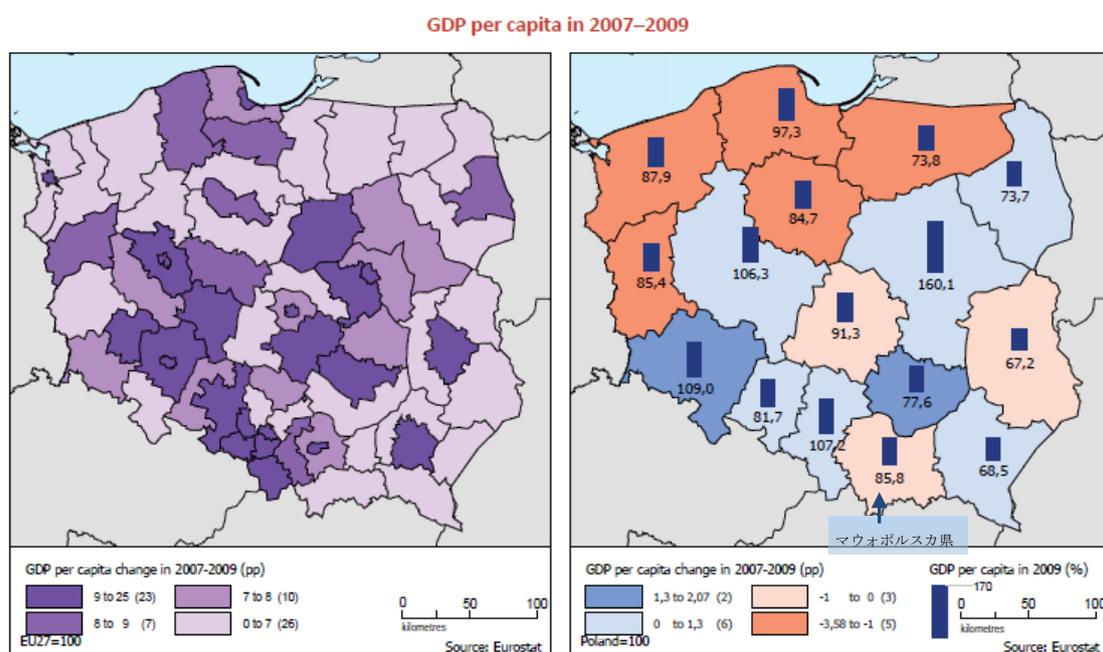
#### <マウオポルスカ県>

しかし地域政策としては、国家レベルでの指導よりも地域レベルでの Smart Specialisation の追求が重要である。国家レベルで策定される実施計画も実施の場になると地方が多くなるであろう。しかし地域レベルの文書のほとんどでは、行政機関などのホームページも、その国の言語が用いられていて、現場の文書を直接読み解くことは困難である。幸い、OECD がスマート・スペシャリゼーションの事例紹介をおこなったなかに、そ

ここでポーランド南部のマウォポルスカ県の英語による事例紹介<sup>13</sup>があったので、それを頼りにして資料を参照して実態を探ることにする。

この県は面積約 1.5 万平方キロであるが、人口は約 320 万人でポーランドでは 5 番目に多い。南はカルパチア山地を隔ててスロバキアと接しているが、古都クラカウ（75 万人）が中心になっていて、古い歴史をもっている。しかし、所得水準としては国内の中位であって決して高いとはいえない。EU の区分では低発展地域であり、第 5 期の欧州結束政策でも ERDF から 28.8 億ユーロ、ESF から 8.1 億ユーロの配分が認められている。

図 3 ポーランドの地域別 GDP の変動（2007-2009 年）



Poland (2012)p.13

この県では、在来産業としては食品、化学産業がプラスチック、化粧品、ライフサイエンスに移行し、鋳物業、製鉄、鋳業などが現代化を迫られていた。また古くからの資源であった岩塩坑があり、その一つであるザコパネは観光地にもなっている。県は 2006-2008 年と 2010-2011 年の 2 回の技術予測をへて、地域経済の発展にとって 3 部門 10 領域のテクノロジーを選定した。それは県の 2011-2020 年発展戦略の改訂版に取り入れられ、さらにそれをアップデートして地域イノベーション戦略（RIS2014-2020）も策定されている。

<sup>13</sup> Kardas (2013).

表2 技術予測によって選定された技術分野

i 生活の安全・利便	エネルギー的に自己充足的な建築 クリーンエネルギー技術 素材技術（特殊的応用） ナノテク（特殊的応用）
ii 医療・健康	ティッシュ・エンジニアリング 局所的ガン治療薬品および技術 医療状態・回復状態の監視・制御システム
iii 情報・映像	タッチ不要コンピューター・インターフェース インテリジェント・システム 情報へのユニバーサルアクセス

Kardas (2013) p.134 より筆者作成

地域当局が用いることのできる政策手段は、EU 結束基金によるマウオポルスカ地域実施プログラムとクラクフ経済特区である。地域実施プログラムでは、優先軸の 1、2、5 が採用されている。、経済特区はクラクフ・テクノロジーパークによって運営されすべてのビジネスおよびサービスに開放されているが、地域的特化を強化しようとしている領域は ICT で、2008 年に ICT のインキュベーターを 2008 年に設立し、2012 年には IT パークを整備完了した。この事業は ERDF 基金のイノベーション経済実施プログラム (OP-IE)によって支えられた。

表3 マウオポルスカ県での公的支援事業

	優先軸	支出対象
地域実施プログラム（結束基金）	優先軸 1：教育と情報社会へのアクセス	教育設備、継続教育インフラ、情報社会インフラへの投資 ICT、化学および医学の R&D プロジェクト。
	優先軸 2：中小企業の投資支援・制度的環境整備・研究成果の商品化	企業の研究部門による産業調査、企業内 R&D 遂行のための有形資源の確保 競争前段階の研究の金融支援による革新醸成
	優先軸 5：研究センターの活動支援	マウオポルスカ・イノベーションセンター
経済特区 (ERDF)	自動車、ICT、R&D、金融・会計の方面の参加企業が多い 地域的特化を強化しようとしている領域は ICT で、2008 年に ICT のインキュベーターを 2008 年に設立、2012 年には IT パークを整備完了	

Kardas (2013) p.135 より筆者作成

これらの活動は県が任命した専門家を含むワーキンググループがその企画・調整を担当

し、スマート・スペシャリゼーションの方式で多様な関係者をまきこんでおこなわれている。ワーキンググループの到達した結果は、適宜、関連ないし上位の理事会組織で審議されて承認されている。また活動の成果と影響を計測するために、マウオポルスカ発展オブザーバトリー他の監視機関が設けられるとともに、成果の計測・評価のための指標が開発されている。

表4 2013年以降の重点戦略

1) 公的資金の投入分野しぼりこみ	ライフサイエンス、持続可能エネルギー、ICT、化学
2) 3つの旗艦プロジェクト	a) 学生および大学人に対する企業者教育の支援、 b) 初期段階テスト用の共通イノベーション・ボンドの創設、 c) 情報・サービス提供のマルチチャンネルシステム、
3) イノベーション・プロジェクトのための提案収集制度	

Kardas (2013) p.137 より筆者作成

また、国境を超えた発展として、クラクフ科学技術大学がコーディネイターとなったグリーン・カーボン技術の計画、クラクフ市域を中心に 32 の大学・研究機関が結集し、グローバルな連携を發展させているクラクフ・ライフサイエンス・クラスター、ノーヴィ・ソンチノマルチメディア・インフォメーション・クラスター、ICT 領域で国外展開を果たした Comarch Group と Ericpol Telecom の活動がある。

このマウオポルスカ県の事例報告をおこなった著者は、経験から学んだ教訓として、「地域経済の変貌を支える大学の役割」、「優先領域の設定における技術予測、モニタリング、そして評価のシステムの役割」、そして最後に、適切な「テーマのしぼりこみ」である<sup>14</sup>と記している。

この事例報告の後に作成された「マウオポルスカ県地域イノベーション戦略 2014-2020」では、強みと弱み、機会と脅威の 2 次元でプロジェクトの要因分析をおこなう SWOT 分析の手法が用いられ RIS3 の手法の模範的応用例となっている<sup>15</sup>。それによって選定された smart specialization の分野としては、「生命科学」、「持続可能なエネルギー」、「ICT」、「化学産業」、「金属・金物および非金属製品」、「電機および機械製造」、「創造的レジャー産業」の 7 つがあげられている。最後のものはこれまで言及されていなかったが、南部の山岳地帯などの保養地としての開発も考慮されたのであろう。

<sup>14</sup> Kardas (2013), p.139.

<sup>15</sup> Malopolska(2014a) (2014b).

=参考文献=

ジェトロ・ブリュッセル事務所/海外調査部欧州ロシア CIS 課 (2014) 「EU によるイノベーション政策の動向」 JETRO 2014.5.

中村健吾 (2015) 『『欧州 2020』戦略と EU による危機への対応』、福原宏幸・中村健吾・柳原剛司編『ユーロ危機と欧州福祉レジームの変容』明石書店。

名取雅彦 (2007) 「新たな展開を見せる EU の結束政策—わが国への示唆」、*NRI* パブリックマネジメントレビュー、January 2007 vol.42,pp.1-8.

八木紀一郎 (2016) 「地域政策の新しい役割と欧州統合」『撰南経済研究』第 6 卷 1/2 号。

若森章孝・八木紀一郎・清水耕一・長尾伸一編 (2007) 『EU 経済統合の地域的次元：クロスボーダー・コオペレーションの最前線』ミネルヴァ書房。

若森章孝 (2013) 『新自由主義・国家・フレキシキュリティの最前線：グローバル化時代の政治経済学』晃洋書房。

Barca (2009) *An Agenda for a Reformed Cohesion Policy*

([http://ec.europa.eu/regional\\_policy/archive/policy/future/barca\\_en.htm](http://ec.europa.eu/regional_policy/archive/policy/future/barca_en.htm))

Charles, D., Gross, F., and Bachtler, J. (June 2012) “Smart specialisation and Cohesion Policy - A strategy for all regions?” IQ-Net Thematic paper No.30(2), European Politics Research Centre.

Brussa, A., Rzenik, G. (2014) "Smart specialisation within the innovation and cohesion policies - case of Poland 2014+" (Presentation at TAFTIE Expert Session, Krakow, March 4, 2014)

Crescenzi, R. and Rodriguez-Poze, A. (2011) *Innovation and Regional Growth in the European Union*, Heidelberg: Springer.

Del Castillo, J., Barroeta, B., and Paton, J. (2011) "Converting Smart specialisation into a Regional Strategy." *INFYDE Working Paper* Year 1-Vol2 no.1, pp.1-7.

MacCallum, D., Moulaert, F., Hillier, J. and Haddock, S. V. (2009) *Social Innovation and Territorial Development*, Ashgate e-Book.

Midtkandal, I. and Sörvik, J. (2012) “What is smart specialisation.” NPRDREGIO (Nordregio-News) . [www.nordregio.se](http://www.nordregio.se).

EC : European Commission

EC (2010) Regional Policy contributing to smart growth in Europe 2020, SEC(2010)1183 / Brussels 6.10.2010/COM(2010)553 final.

EC (2013) *Guide to Social Innovation*.

EC (2014a) EU Cohesion Policy 2014-2020, Targeting Investments on Key Growth

Priorities, Priority: Strengthening research, technological development and innovation (EC leaflet: Regional and Union Policy).

EC (2014b) National/Regional Innovation Strategies for Smart specialisation (RIS3) European Commission (23 May 2014).

EC (2014c) Summary of the Partnership Agreement for Poland, 2014-2020.

EC (2014d) 6<sup>th</sup> Report on Economic, Social and Territorial Cohesion (adopted by the EC on 23<sup>rd</sup> July 2014).

EC (2014e) Investment for jobs and growth: Promoting development and good governance in EU Regions and cities (short version pdf EN, EBook EN version, Presentation)

EC (2015) IUS Scoreboard 2015

([http://ec.europa.eu/growth/tools-databases/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item\\_id=8264&lang=en&title=Innovation-Union-Scoreboard-2015](http://ec.europa.eu/growth/tools-databases/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=8264&lang=en&title=Innovation-Union-Scoreboard-2015)).

Foray, D. (2004) *The Economics of Knowledge*. Cambridge MS: The MIT Press.

Foray and Van Ark (2007) Smart specialisation in a truly integrated research area is the key to attracting more R&D to Europe

Foray, D. and Hall, B. H. (2011) "Smart specialisation: from academic idea to political instrument, the surprising career of a concept and the difficulties involved in its implementation." *MTEI Working Paper* 2011-001.

Foray, D. and Goenaga, X. (2013a) "The Goals of Smart specialisation." *JRC Scientific and Policy Reports: S3 Policy Brief Series*, No. 01/2013.

Foray, D. and Rainoldi, A. (2013b) "Smart specialisation programmes and implementation." *JRC Scientific and Policy Series: S3 Policy Brief Series*, No. 02/2013.

Kardas, M. (2013) "Malpolska Region, Poland: Priority Setting and Governance for Smart Specialisation" in OECD(2013), pp.134-140.

K4G(2009) Knowledge for Growth: Prospects for Science, Technology and Innovation. Selected papers from Research Commissioner Janez Potocnik's Expert Group (November 2009)

Malopolska (2007) The Malopolska Regional Operational Programme 2007-2013.

Malopolska (2011) The Malopolska Region Development Strategy for 2011-2013.

Malopolska (2014a) Regional Innovation Strategy for Malopolska Region 2014-2020.

Malopolska (2014b) Departament Rozwoju Gospodarczego UMWM (2014) Rrogram Strategiczny Regionalna Strategia Innowacji Wojewodztwa Malopolskiego 2014-2020.

Poland (Ministry of Regional Development) (2012) *Strategic Report 2012 - Summary*.

Poland (2014?) National Smart Specialisation in Poland (Executive Summary), from S3 Platform.(access 2014/06/30)

Moranvidal, I. (2013) "Smart specialisation" ephinktank.eu

OECD (2013) Innovation-driven Growth in Regions: The Role of Smart specialisation  
(/st/inno/smart-specialisation.pdf)

Ruggie, J. G. (1982) "International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order", *International Organization*, 36(2).

Yagi, K. (2008) "EU's Cohesion Policy in the Age of Globalization: Shifting Balance in the 'Embedded Neo-Liberalism'", in Mizobata, S. ed., *Varieties of Capitalisms and Transformation*. Center for Advanced Economic Analysis, Kyoto University.